

平成19年3月  
農林水産省

豚肉骨粉等の養魚用飼料原料への使用について

1 経緯

- (1) ほ乳動物由来たん白質の飼料原料としての使用については、BSE発生防止の観点から、平成13年10月15日以降禁止されていたが、平成15年11月11日に、豚、馬及び家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白質及び蒸製骨粉を豚、鶏及び養魚用飼料として使用することによる食品健康影響評価について、食品安全委員会に意見を求めた。
- (2) この結果、食品安全委員会から平成16年6月24日付けで、豚及び家きんに由来する肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質（「豚肉骨粉等」）を豚及び家きん用の飼料として使用することについては、「人への直接的な食品健康影響については無視できるが、交差汚染を防止するための適切な管理が実施できる施設のみに認められるべきであり、今後、安全性を検証する仕組みを構築すべきである」との食品健康影響評価の結果が示されたことから、平成17年4月1日以降、その使用を可能とした。一方、豚肉骨粉等を養魚用飼料として使用することについては、評価に必要なデータがなかったことから評価結果が示されなかったため、現時点において使用を認めていない。
- (3) イタリア等の研究者グループが昨年6月に、スクレイピーに感染したネズミの脳を魚に投与した場合、その組織から感染性が急速に失われるとの実験結果から、現時点ではBSEに感染した牛に由来する肉骨粉を給与した魚を消費しても実質的な公衆衛生上の問題は生じないであろうと考えられるとの研究報告を公表している。また、欧州食品安全機関（EFSA）は本年1月に、魚粉を反すう動物に与えることのリスクについて評価し、魚がTSEに感染することによるリスクは考えにくいとの結果を公表している。
- (4) なお、これまで22件の事業所が農林水産大臣による確認を受け、飼料用の豚肉骨粉等を製造しているが、肥飼料検査所による検査で違反が確認される等の問題は生じていない。

2 見直しの方向

- (1) 飼料安全法に基づく省令を改正し、豚肉骨粉等について養魚用の飼料として使用することを可能とする。
- (2) なお、使用に際しては、従来豚及び家きん用の飼料として使用する際に求めてきたのと同一の、以下の措置を行うことを義務付ける。
  - ・ 原料の収集先（と畜場、食肉処理場、販売店等）で原料に他の動物由来たん白質が混入しないよう分別されていること
  - ・ 原料の輸送には専用の容器を用いるとともに、原料供給管理票による管理を行うこと
  - ・ 豚肉骨粉等の製造は、他の動物由来たん白質の製造工程と完全に分離した工程で行うこと
  - ・ 製造の記録を8年間保存すること
  - ・ 製品された豚肉骨粉等の輸送には専用の容器を用いるとともに、肉骨粉等供給管理票による管理を行うこと

(別紙) 飼料への動物由来たん白質等使用の可否

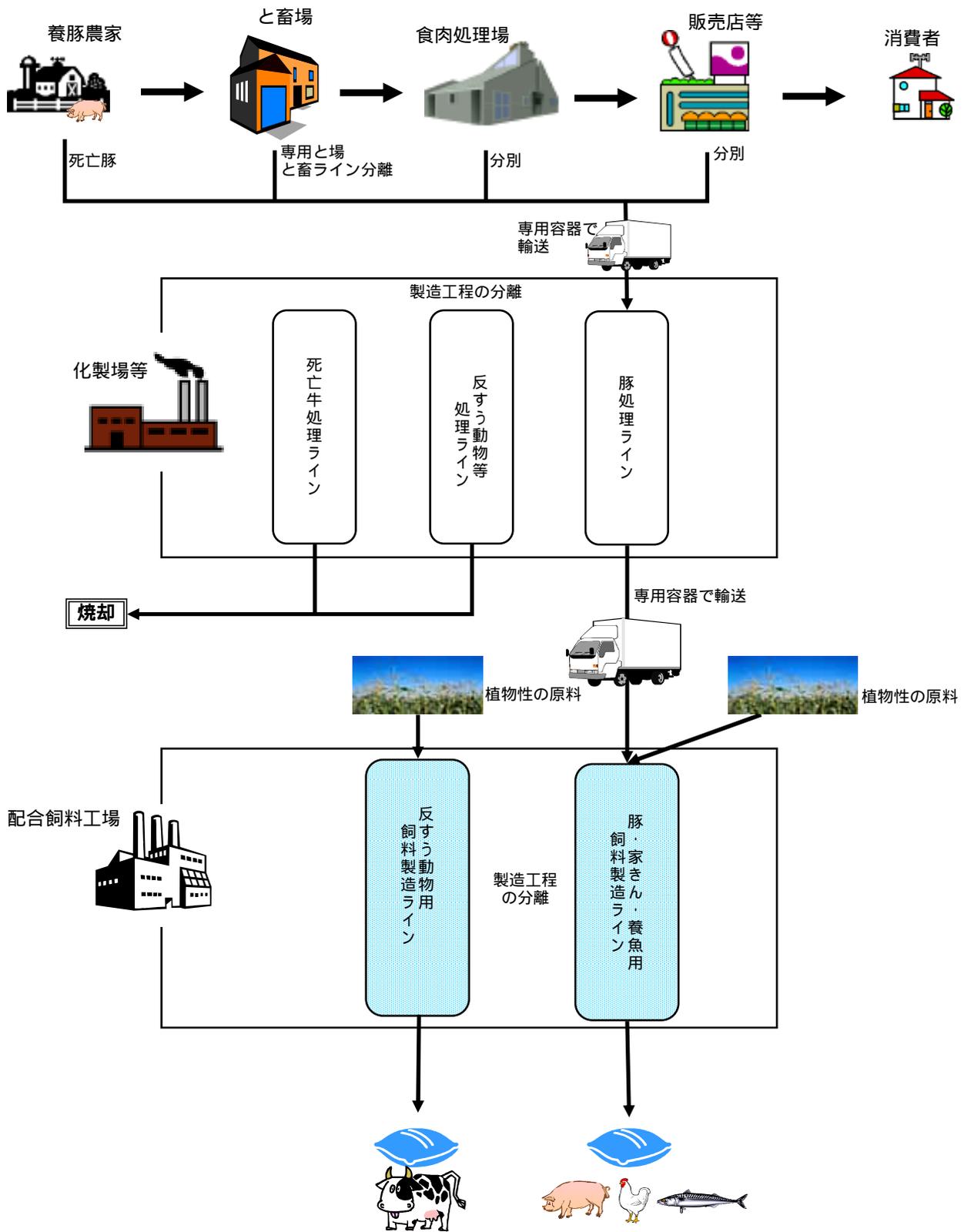
区分	由来	給与対象			
		反すう動物	豚	家きん	養魚
乳、乳製品、卵及び卵製品					
ゼラチン及びコラーゲン		*1	*1	*1	*1
魚粉等		×			
血粉	反すう動物	×	×	×	×
	豚、馬	×			
	家きん	×			
血粉以外の血液由来製品(血しょうたん白等)	反すう動物	×	×	×	×
	豚、馬	×			
	家きん	×			
肉骨粉、チキンミール 及びフェザーミール	反すう動物	×	×	×	×
	馬	×	×	×	×
	豚	×	*2	*2	× *3
	家きん	×			
加水分解たん白、蒸製骨粉	反すう動物	×	×	×	×
	馬	×	×	×	×
	豚	×	*2	*2	× *3
	家きん	×	*2	*2	× *3

注\*1: 骨由来の場合、加圧下での洗浄、酸による脱灰及び長期のアルカリ処理、ろ過並びに138℃・4秒の殺菌を義務付け。

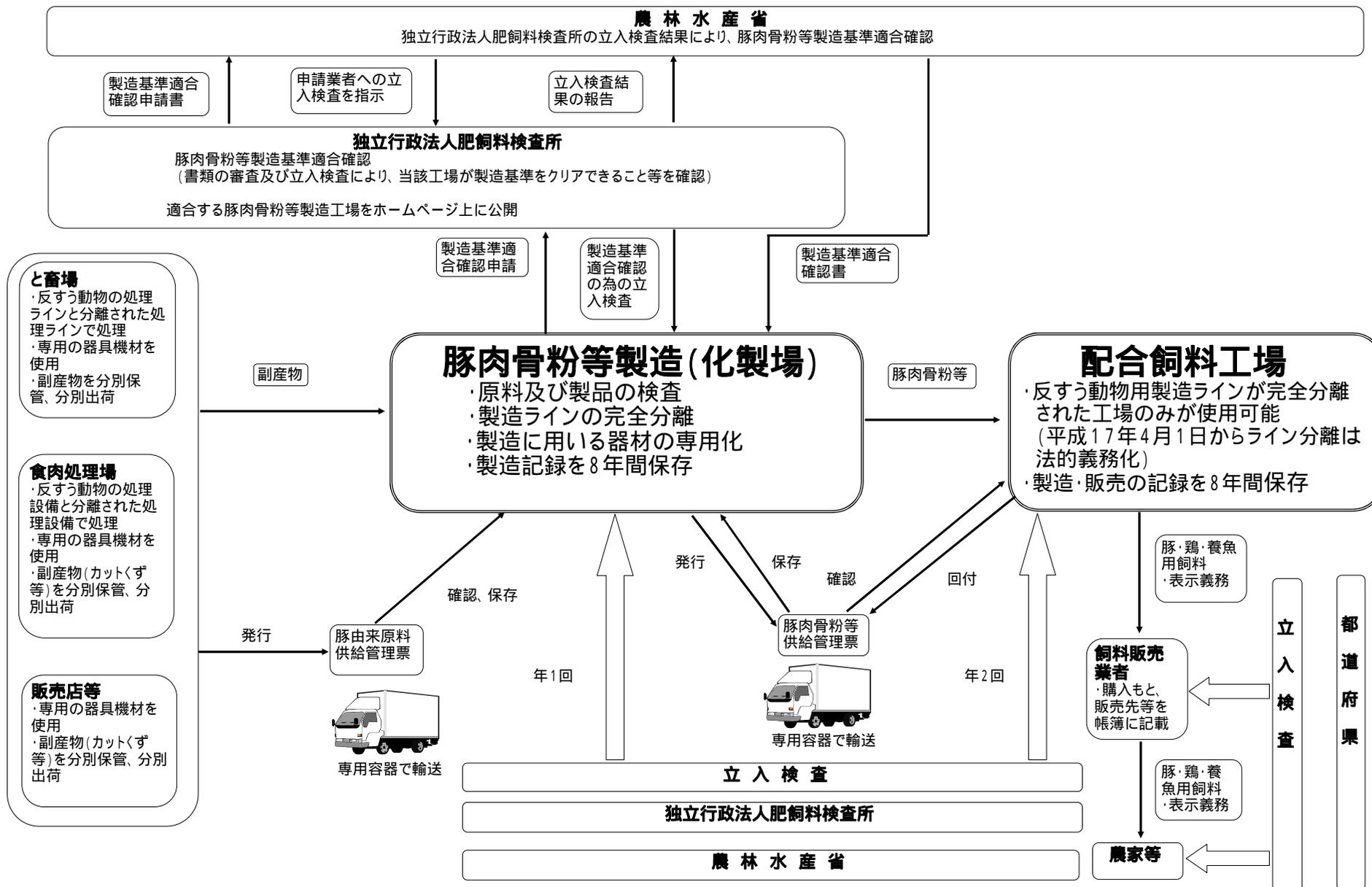
\*2: 平成17年4月から使用を可能とした。

\*3: 今回、使用を可能としたい。

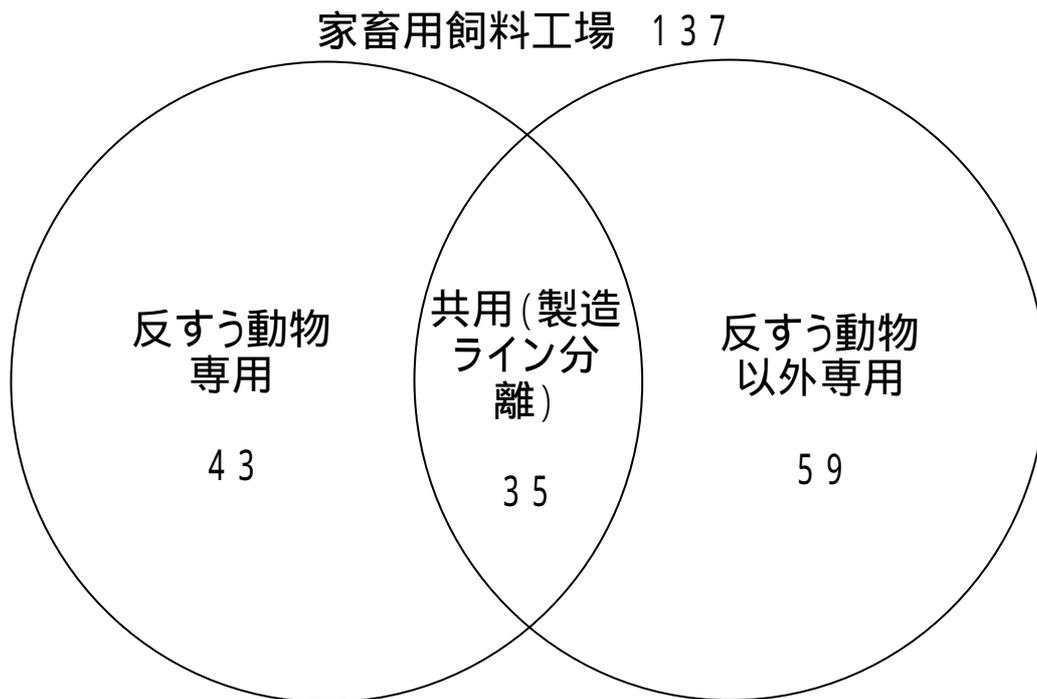
**豚肉骨粉等の鶏・豚・養魚用飼料への使用のための交差汚染防止措置**



## 豚肉骨粉等の製造・販売のチェックについて



## 家畜用飼料工場の専用化状況



注： 数字は平成17年4月時点の工場数である。

# 牛用飼料とその他の飼料のライン分離

牛用飼料の製造工程と鶏・豚用飼料の製造工程を完全に分離しています。

